

**送付等で申告される方は  
次の書類が必要です**

- 申告書に記載されている必要な書類(収支内訳書、源泉徴収票(原本)、生命保険料や地震保険料等の支払証明書など)

- その他所得控除を受けるために必要な書類(医療費控除の明細書及び領収書、寄付金等の支払証明書など)

※申告書(控)に税務署受付印が必要な方は、申告書(控)及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**所得税の還付申告**

確定申告の必要のない方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 災害や盗難などにより住宅や家財に損害を受けた方
- 病気やけがなどで多額の医療費を支払った方
- 住宅をローンで取得された方
- 年の途中で退職し、再就職をしていない方など

**確定申告書の送付・  
お問い合わせ先**

敦賀税務署 ☎ 22-1010

〒914-8540

敦賀市鉄輪町1-7-3

**▼住民税申告受付会場・日程**

申告受付日	集落名	会場	受付時間
2月	25日(月)	栄	栄会館 9:00~11:30
		大 藪	生活改善センター 13:30~16:00
	26日(火)	南 市	文化会館 9:00~11:30
		気 山	コミュニティセンター 13:30~16:00
	27日(水)	小 倉	小倉会館 9:00~11:30
		坂 尻	多目的センター 9:00~11:30
		竹 波	竹波公民館 13:30~16:00
		矢 筈	矢筈集会所 13:30~14:30
		久 保	久保会館 15:30~16:30
	28日(木)	佐 野	生活改善センター 9:00~11:30
		上 野	生活改善センター 9:00~11:30
		新 庄	山村開発センター 13:30~16:00
29日(金)	和 田	ふる里交流センター 9:00~11:30	
	小三ヶ	五十谷集会所 13:30~14:30	
	笹 田	生活改善センター 15:30~16:30	
3月	3日(月)	金 山	生活改善センター 9:00~11:30
		丹 生	丹生公民館 13:30~16:00
	4日(火)	太 田	生活改善センター 9:00~11:30
		佐 田 けやき台	佐田公民館 13:30~16:00
	5日(水)	松 原	担い手センター 9:00~11:30
		菅 浜	農業構造改善センター 13:30~16:00
	6日(木)	中 寺	区民会館 9:00~11:30
		山 上	農村婦人の家 13:30~16:00
	7日(金)	北 田	集落センター 9:00~11:30
		久々子	生活改善センター 13:30~16:00
	10日(月)	佐 柿	国吉会館 9:00~11:30
		興道寺	農業研修センター 13:30~16:00
	11日(火)	早 瀬	生活改善センター 9:00~11:30
		日 向	漁村センター 13:30~16:00
12日(水)	麻 生	開発センター 9:00~11:30	
	野 口	農事集会所 13:30~16:00	
13日(木)	郷 市	郷市児童館 9:00~11:30	
	河原市	研修センター 13:30~16:00	
14日(金)	宮 代	生活改善センター 9:00~11:30	
	木 野	担い手センター 13:30~16:00	

※この会場では確定申告の受付はできません。  
確定申告をされる方は、税務署や確定申告会場をご利用ください。

**町税務課からのお知らせ**

平成20年度の各集落での住民税(町県民税)の申告受付は、2月25日(月)から始まります。

※ご都合の悪い方は、町税務課で申告できます。該当する方は、期間中に必ず申告を行ってください。

**住民税の申告の期間**

2月18日(月)~3月17日(月)

**住民税の申告を  
しなければならない人**

- 本年1月1日現在、美浜町に居住し次に該当する方
  - 平成19年中に所得のあった方  
(所得が給与や公的年金だけで、その支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は申告の必要はありません)
  - 所得がなくとも町役場から申告の案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

**住民税の申告に必要なもの**

- 印鑑
- 平成19年中の収入や必要経費を明らかにする書類
- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期保険料の支払証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書及び領収書  
(医療費の支払額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額が10万円以上、もしくは、所得の5%が10万円以下の方はその金額)

住民税申告の提出・お問い合わせ先

町役場税務課 ☎ 32-6702

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、12月18日から1月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

## 新しい検査制度に ついての住民説明会

12月19日、現在検討が進められている「原子力発電所の新しい検査制度」についての住民説明会が、経済産業省原子力安全・保安院の主催により町の保健福祉センター「はあとぴあ」で開催されました。

説明会には、一般住民の方や商工・観光業の関係者など合わせて約200人が参加されました。

原子力発電所の検査制度は、これまでからもJCO事故や東電問題を踏まえて改善が図られてきましたが、その後の美浜発電所3号機事故の発生や高齢年化対策の充実の必要性などを背景として、更なる改善が検討されています。

説明会では、原子力安全・保安院の福島首席統括安全審査官から、検討中の新しい検査制度では、事



はあとぴあで行われた説明会の様子

業者がプラント毎に高経年化対策や、設備・機器毎に応じた適切な点検間隔など、保全の基本方針を定めることや、定期検査毎に保全計画を作成して国への届出が必要となり、国は、これらの基本方針や保全計画を事前に厳しく審査・確認していくことで、より一層の安全性の向上を図ることが目的であるとの説明がありました。

説明会に参加した住民側からは、これまで一律に定められていた定期検査の間隔、つまり13か月を越えない期間毎に1度運転を止めて実施していたものが、国の事前認可が必要であるものの、最長では24か月の連続運転が可能となることから、高齢年化が進むプラントの安全確保に支障がないのかや、作業者の民宿等の利用や工事・検査量等の減少による地域経済への影響が出ないのかなど、不安を訴える質問や厳しい意見が出されました。

### ▼検討中の新検査制度の内容

目的	新たな制度	
プラントの特性に応じたきめ細かなメリハリのある検査を実施する  (経年劣化の状況や過去に発生したトラブル等を踏まえた検査)	(1) 保全の基本方針の認可<原子炉等規正法>	
	事業者	①プラント毎に高経年化対策や点検方法の変更手順等をルール化する ②設備・機器毎に適切な点検間隔を評価し、これに基づき原子炉停止間隔(13か月・18か月・24か月)などを設定する
	国	これらを定めた「保安規定」を審査する
	(2) 保全計画の届出<電気事業法>	
運転中の検査を充実する (分解点検せずに異常の兆候を検知)	事業者	定期検査毎に全ての発電設備の「保全計画」を保安規程に作成し、国に届出をする
	国	「保全計画」を審査し、安全管理上重要な箇所について検査を重点化する
ヒューマンエラーや組織の問題による事故・トラブルを減少させる	事業者	発生した事故・トラブルの根本的な原因を分析し、再発防止を徹底する
	国	安全文化の醸成、根本原因分析の方法・体制についてガイドラインを整備する

これに対し、原子力安全・保安院からは、より一層の安全を確保するためには、今まで以上に国がしっかりと審査や検査に関与する仕組みを作ることが重要であり、地域への影響については、原子力発電所の安全確保を第一に取り組むことで、地域経済の安定的な発展につながり、経済産業省全体として捉えていく必要があること、また、新しい検査制度の導入については、地域の理解を得ながら進めていきたいとの回答がありました。

# くらしの 情報 BOX

## お知らせ

消火栓・防火水槽の  
除雪にご協力を

消火栓・防火水槽に積もった雪は、積雪状況によっては、消防活動に重大な支障をきたします。

万一の火災に備えて皆さんの家の近くの消火栓・防火水槽などの消防水利の除雪にご協力ください。

※お問い合わせ先

美浜消防署 ☎32-1190



## 町役場各部署直通電話番号

※役場へのお電話は、担当部署への直通電話が便利です。

総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民安全課	32-6703
健康福祉課	32-6704
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

## 介護支援専門員証の 更新制度

平成18年度から「介護支援専門員登録証明書」が「介護支援専門員証」に変わり、5年間の有効期間が設けられました。有効期間が過ぎると、介護支援専門員として働くことができなくなります。

介護支援専門員証の有効期間を更新するには、研修を受ける必要があります。詳しくは県長寿福祉課ホームページをご覧ください。

●**県長寿福祉課ホームページアドレス**  
<http://info.pref.fukui.jp/kourei/keamane/keamanetourouku.html>

なお、ホームページをご覧にならない方には資料をお送りしますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

県長寿福祉課介護保険支援グループ

☎0776-20-0333

## わかさ東商工会 美浜支所 税金講座

わかさ東商工会美浜支所では、確定申告や日常の生活において私たちの身近に起こりうる相続税や贈与税についてわかりやすく説明する税金講座を開催します。

参加費は無料ですのでお気軽にご来場ください。

●**日時** 2月18日(月)午後7時～

●**会場** わかさ東商工会美浜支所 3階大会議室

●**講師** 橋本佳和氏(税理士)

●**定員** 30人

※お問い合わせ先

わかさ東商工会 美浜支所

☎32-0121

## 町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
中央公民館	32-1212
町立図書館	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200

## 美浜町男女共同参画フォーラム

主催：美浜町  
みはま女性ネットワーク

日時：3月1日(土)午後1時～3時40分

会場：保健福祉センター「はあとぴあ」

内容：男女共同参画推進集落実践発表  
寸劇(みはま女性ネットワーク)

啓発講演 講師：笠井 信輔 氏(フジテレビアナウンサー)

テーマ「息子3人 アナウンサー・記者夫婦奮闘物語」



※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・大同) ☎32-6701

## ちよっと考えよう美浜のまちづくりフォーラム

〈主催〉美浜町

美浜町協働のまちづくり検討委員会

町では、住民と行政とが「協働のまちづくり」について共に考え、取り組むためのフォーラムを開催します。ぜひご参加ください。

〈日 時〉2月23日(土) 午後1時～4時

〈会 場〉保健福祉センター「はあとびあ」

〈内 容〉講演会 講師：昇 秀樹氏(名城大学都市情報学部教授)

テーマ「人口減少時代と共存・協働のまちづくり」

パネルディスカッション

テーマ「美浜町のこれからのまちづくりについて」(仮)



昇 秀樹氏

※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・伊藤) ☎32-6701

～75歳以上の皆さんへ～

## 平成20年4月から 医療制度が変わります

これまでは、75歳以上の人は国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月から、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることとなります。



### お医者さんにかかるときは

#### 自己負担の割合は変わるの？

病気やけがでお医者さんにかかるときは、かかった医療費の1割を負担します。

ただし、現役並みの所得がある人は3割の負担になります。これは現在の老人保健と変わりません。

#### ▼所得区分

3割負担	現役並み所得者	課税所得が145万円以上の方 ただし、後期高齢者医療で医療を受ける方の収入合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満であると申請した場合は「一般の区分」と同様になります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方
1割負担	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

### 入院したときは

入院したときは、1食あたりの標準負担額を自己負担します。

療養病床に入院した場合は、食事と居住費の一部を自己負担します。

なお、入院医療の必要性が高い方(人工呼吸器等が必要な方や難病の方など)は食事代(入院時食事代の標準負担額)のみになります。

#### ▼入院時食事代の標準負担額(1食あたり)

現役並み所得者・一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ		100円

※低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請してください。

#### 医療費が高額になったときはどうなるの？

1か月の医療費が高額になったときは、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

※お問い合わせ先：町住民安全課(担当・津原) ☎32-6703